

学校環境緑化モデル事業実施要領

第1（趣旨）

この事業は、公益社団法人国土緑化推進機構（以下「国土緑推」という。）が所管する「緑と水の森林ファンド」事業による交付金により、学校環境の緑化を通じた青少年環境教育の推進を図ることを目的とする。

第2（事業の対象及び内容）

- (1) 事業主体は、公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構（以下、「機構」という。）とする。
- (2) 事業対象は、原則として県内の小学校及び特別支援学校とする。
- (3) 事業内容は、次のとおりとする。
 - ア 校庭・中庭など学校敷地内の環境緑化（樹木の植栽・手入れ等）
 - イ 学校敷地内の環境教育フィールドの造成・整備（ビオトープの造成・整備等）
 - ウ 学校周辺の環境緑化（学校に隣接する環境教育施設の緑化等）
- (4) 国土緑推が特に指示する事項については、実施することができるものとする。

第3（事業実施の周知）

機構理事長（以下、「理事長」という。）は、国土緑推からの事業実施（要望調査）の通知を受理したときは、速やかに事業実施及び事業実施希望校の募集について、機構HPで公表するとともに、市町村、学校等に対しメール等により通知を行う。

第4（事業計画書の提出）

事業実施を希望する校長は、前条の公表等において指定する期日までに、事業計画書（様式第1号）を理事長あて提出するものとする。

第5（推薦事業箇所の選定）

- (1) 理事長は、別に定める公募事業等審査会（以下、「審査会」という。）の意見を聴取した上、推薦する事業箇所を選定し、国土緑推に推薦を行うものとする。
- (2) 審査会は、第4の規定により提出された事業計画書等に基づき審査を行うものとする。

第6（採択通知）

国土緑推から事業の採択通知を受けた理事長は、事業採択校長（以下、「校長」という。）に事業の実施について通知（様式2号）を行うものとする。

第7（実施計画書の提出）

校長は、予算及びその他の条件に即した実施計画書（様式第3号）を策定し、理事長に提出するものとする。

第8（事業実施）

施工は、原則として理事長があらかじめ校長と協議し決定した施工業者（以下、「施工者」という。）と理事長の間で請負契約（様式第4号）を締結し実施するものとする。

第9（着工届）

施工者は、事業に着手したときは、事業着工届（様式第5号）を理事長に提出するものとする。

第10（円滑な実施）

- (1) 施工者は、設計図書に即して誠実に自らが施工するものとする。
- (2) 施工者は、事業の実施中に疑義が生じた場合には、遅滞なく理事長と協議するものとする。
- (3) 理事長は、工事の適正かつ円滑な実施を図るため、特記仕様書を作成することができるものとする。
- (4) 理事長は、請負契約に基づき材料の確認並びに事業の適正かつ円滑な進行及び安全な施工について監督するものとする。

第11（完成届）

施工者は、事業完成後速やかに事業完成届（様式第6号）を理事長に提出するものとする。

第12（検査）

- (1) 理事長は、前項の完成届を受理した日から14日以内に検査を行い、その結果を検査結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- (2) 施工者は、理事長が指名する検査者が行う完成検査に立ち会わなければならぬ。

第13（代金の支払い）

- (1) 施工者は、検査に合格したときは、書面（様式第8号）をもって代金の請求を行うものとする。
- (2) 理事長は、請求書を受理した日から40日以内に代金を支払うものとする。

第14（標識の設置）

理事長は、検査合格後速やかに事業実施箇所に事業の主旨等を記した標示板を設置するものとし、校長はこれを承認するものとする。

第15（完了の通知）

理事長は、事業完了後速やかに、事業完了通知（様式第9号）を校長に行うものとする。

第16（管理と普及啓発）

- (1) 校長は、責任者を定め植栽樹木等の良好な管理を行うものとする。
- (2) 校長は、児童生徒やその父兄や教職員に対し、環境緑化の重要性などについて普及啓発を行うよう配慮するものとする。
- (3) 理事長は、当該事業の普及啓発を図るために活用する目的で、校長に児童生徒による感想文の作成並びに提出を依頼することができるものとする。

第17（実施箇所の公表）

理事長は、事業完了後速やかに、機構HPで事業実施箇所の公表を行うものとする。

附則

- 1 この要領は、平成18年1月1日より施行する。
- 2 この改正要領は、平成23年12月1日より施行する。
- 3 この改正要領は、平成24年4月1日より施行する。